

## 第1回全国高校生1億円プロジェクト実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、全国高校生1億円プロジェクト実行委員会（以下、実行委員会という。）と称する。

(目的)

**第2条 実行委員会は、全国の高校生が明るい未来をテーマに様々なプロジェクトを提案し、議論し、実行するプロジェクトを決定します。**

そして、そのプロジェクトを実現に向けてSBPの手法で必要な費用を捻出し、実行していきます。

つまり、高校生が社会と繋がりながら協働し、自らがその活動するステージを生み出し躍動する『日本を元気にする未来創造プロジェクト!』です。

※“SBP”とは、ソーシャルビジネス・プロジェクトの略で、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していこうという取組み。具体的には、高校生が地域資源（ひと、モノ、自然、歴史、名所旧跡、産業など）、地域にあるものに触れ合い、交流し、見直し、活用して"まちづくり"とか"ビジネス"を提案していく。そしてその取組みを、行政や民間といった地域が応援し支えていこうというもの。SBPは、三重県多気町にある相可高校食物調理科が運営する高校生レストラン「まごの店」などを先進事例に、2013年4月に三重県南伊勢高校南勢校舎で最初のSBPが立ち上がり、今では全国に広がりを見せている。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) プロジェクトの企画・計画に関すること。
- (2) プロジェクトの運営に関すること。
- (3) その他プロジェクトの開催に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、次に掲げる者から選出される委員をもって組織し、委員名簿は別に定める。

- (1) 本プロジェクトに参加する高等学校
- (2) 各県内関係団体（地域づくり団体含む）
- (3) 一般社団法人未来の大人応援プロジェクト
- (4) その他、開催にあたり必要と認められる者

2 実行委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(役員)

第5条 実行委員会に、委員のうちから次の役員を置く。

- (1) 委員長1人
- (2) 副委員長2人
- (3) 監事1人
- (4) 事務局長1人

(役員を選出)

第6条 委員長は委員の互選により選出し、副委員長、監事及び事務局長は委員長が指名する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、原則1年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(役員職務)

第8条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。
- 4 事務局長は、実行委員会の事務を統括する。

(会議)

第9条 実行委員会は、委員長が招集する。

- 2 実行委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 実行委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(会計)

第10条 実行委員会の経費は、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。ただし、委員会を解散するとした場合は、解散の日をもって終了とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会の協議により別に定める。

附則

この規約は、令和2年9月1日から施行し、同年10月9日から適用する。